

議案第22号

所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたたく、本案を提案するものである。

所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

所沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市の執行機関、公営企業管理者又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて、法令又は条例等により独立に権限を行
使することを認められたもの

ウ 市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規
定する指定管理者

第2条第4号を削り、同条第5号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第10号とし、

同条第12号を同条第11号とする。

第9条中「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第4条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第4条及び第5条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第6条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は

抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないものとすることができる。

第7条を削る。

第6条第1項中「市の機関は、作成等」を「作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に、「当該作成等に」を「当該条例等その他の当該作成等に」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、当該作成等」を「作成等のうち当該作成等」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「市の機関は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦

覧等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に、「当該縦覧等に」を「当該条例等その他の当該縦覧等に」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「市の機関は、処分通知等」を「処分通知等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に、「電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等」を「処分通知等のうち当該処分通知等」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合とし

て規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「市の機関は、申請等」を「申請等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に、「電子情報処理組織（市の機関）」を「規則で定める電子情報処理組織（市の機関等）」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に」を「当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「当該市の機関」を「当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該申請等」を「申請等のうち当該申請等」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名」に、「市の執行機関等が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改

め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（市の機関等による情報システムの整備等）

第3条 市の機関等は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

らない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の所沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第7号の申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第8号の処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第8号の申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第9号の処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなす。